

# 9月は「同和問題啓発強調月間」です

～ふれあいのまち 差別のないまち～

問 市 人権政策課(米原庁舎) ☎52-6629 FAX 52-4539

## 部落差別解消推進法を知っていますか

市は、同和問題の解決を目指し長年にわたりさまざまな施策を推進してきました。しかし、情報化の進展に伴い、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるといった新たな事案が全国的に発生しています。

部落差別の解消の推進に関する法律「部落差別解消推進法」(平成28年12月16日施行)では、第1条で「**現在もなお部落差別は存在する**」ことと「**情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている**」ことを踏まえ「**部落差別は許されないもの**」であると、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

また、第2条では「**部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない**」としています。

市では、この法律の趣旨を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて関係機関と連携しながら、引き続き一人一人の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。



### 部落差別解消推進法(抜粋)

条	国	地方公共団体
第3条	部落差別の解消に関する施策の実施 ----- 地方公共団体への必要な情報の提供、指導・助言	部落差別の解消に関する施策の実施に努める
第4条	部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実	部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努める
第5条	部落差別を解消するため、必要な教育および啓発の実施	部落差別を解消するために必要な教育・啓発の実施に努める
第6条	地方公共団体の協力の下、部落差別の実態に係る調査の実施	国が行う部落差別の実態に係る調査への協力

### 街頭啓発

人権意識の高揚と差別意識の解消を目的として、県と市で行います。

**実施日** 9月1日(金)

**場 所** JR米原駅ほか、  
県内各地の店舗等

### 米原市人権意識調査を実施します

この調査は、市民のみなさんに人権への考えを聞き、今後の人権啓発等の参考にします。  
みなさんご協力をお願いします。

**期間** 9月11日(月)～30日(土)

**対象** 米原市に住民登録のある18歳以上の人から2000人を無作為抽出

**方法** 郵送による調査票の配布・回収



## 全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」強化週間

高齢者や障がい者の人権問題の悩み相談に応じます。  
相談は無料、秘密は厳守します。

**強化期間** 9月4日(月)～10日(日)

**相談時間** 8時30分～19時(土・日曜日は10時～17時)

※期間中の平日9時30分～16時30分は面談による相談も受け付けています。(要事前予約)

※上記の期間以外の平日8時30分～17時15分は、人権擁護委員・法務局職員が相談に応じています。

全国共通人権相談ダイヤル

ゼロゼロみんなのひやくとうばん

0570-003-110



問 大津地方法務局 人権擁護課 ☎ 077-522-4673